

# 恵み野西町内会旅費規程

## (目的)

第1条 本会会則第14条(旅費)に基づき、役員又はこれに準ずるものが、町内会活動としての会議、研修及び街頭活動等(以下「会議等」という)に参加し会務を行う場合、旅費を支給する。

## (種類)

第2条 旅費の種類は、交通費、日当及び宿泊費とする。

## (支給範囲)

第3条 旅費の支給は、会議等の発生の起因が、町内会自体によるものと関係団体からの要請によるものと分けて定めるものとする。

(1) 恵み野地区(以下「恵み野里美」を含む)への旅費は、支給の対象外とする。

(2) 恵庭市内(以下「恵み野地区」を除く)への旅費の支給は、交通費のみとする。

(3) 恵庭市外への旅費の支給は、交通費、日当及び必要により宿泊費を支給する。

2 西町内会以外の関係団体からの会議等要請による旅費の支給は、以下による。

(1) 恵み野地区への旅費の支給は、支給の対象外とする。

(2) 恵庭市内への旅費の支給は、交通費及び日当とする。

(3) 恵庭市外への旅費の支給は、交通費、日当及び必要により宿泊費を支給する。

## (交通費の支給)

第4条 交通費は、恵庭市内についてはエコバス料金を基準とし、恵庭市以外は JR 恵み野駅を起点としたJR実費及び公共交通機関(タクシーを除く)の実費を支給するものとする。

## (日当の支給)

第5条 会議の開催時間により、4時間以内のものは半日当、4時間を超えるものは全日当を支給する。

## (支給額)

第6条 交通費、日当及び宿泊費の支給額については、別表のとおりとする。

## (支給額の調整)

第7条 団体借り上げバス等、交通費を負担しない手段で移動した場合は、支給額を調整できる。

## (要請書類の添付)

第8条 旅費の支給に当たっては、関係団体等からの要請によるものは、その文書の写し、本会独自の活動によるものは、旅費請求書に事由を記載し、原則その要務を証する文書及び領収書の写しを添付する。

## (事故補償)

第9条 係る会議等に出席のため事故等に遭遇した場合、その傷害等の補償については本会が契約する自治会活動保険の保険金に基づき支払うものとする。

(その他)

第 10 条 この規定を実施するため、旅費請求及び支給要領等の必要な事項は、四役会議で定めるものとする。

(別 表)

交通費、日当及び宿泊費支給額

要請機関	目的地	交通費	日 当		宿泊費
			半日	全日	
西町内会 自体	恵み野地区(*1)	なし	なし	なし	なし
	恵庭市内(*2)	400(*3)			
	恵庭市外	実 費	500	1,000	10,000
関係団体	恵み野地区(*1)	なし	なし	なし	なし
	恵庭市内(*2)	400(*3)			
	恵庭市外	実 費	1,000	2,000	10,000

注: (\*1) 恵み野地区には、恵み野里美を含む

(\*2) 恵庭市内は恵み野地区を除く

(\*3) エコバス往復料金による

付 則

この規定は、平成 28 年 6 月 30 日制定し、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

平成 29 年 1 月 15 日 一部改定(会則の旅費新設に伴う改定)

平成 30 年 1 月 14 日 一部改定(別表 適用範囲、金額の改定)